

一般国道9号福光浅利道路（仮称）  
環境影響評価方法書

要約書

平成25年8月

島根県

## 目 次

第1章	都市計画対象道路事業の名称	1
第2章	都市計画決定権者の名称	1
第3章	都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	1
第1節	都市計画対象道路事業の目的	1
第2節	都市計画対象道路事業の内容	1
第4章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4
第1節	自然的状況	4
1.	気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	4
2.	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	6
3.	土壌及び地盤の状況	6
4.	地形及び地質の状況	7
5.	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	7
6.	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	11
第2節	社会的状況	12
1.	人口及び産業の状況	12
2.	土地利用の状況	12
3.	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	12
4.	交通の状況	13
5.	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	13
6.	下水道の整備の状況	13
7.	環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	14
8.	その他の事項	16
第5章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法	17
第1節	選定項目並びにその選定の理由	17
第2節	選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由	17

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号 平25中複、第22号）」

## 第1章 都市計画対象道路事業の名称

一般国道9号 <sup>ふくみつあさり</sup> 福光浅利道路（仮称）

## 第2章 都市計画決定権者の名称

島根県

代表者 島根県知事 溝口善兵衛

住所 島根県松江市殿町1番地

## 第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

### 第1節 都市計画対象道路事業の目的

島根県の<sup>おおだしゆのつちよう</sup>大田市温泉津町から<sup>ごうつし</sup>江津市の区間において東西方向に連絡する道路は、一般国道9号が唯一の主要幹線道路となっているが、当該区間は急カーブや急な坂道があり、交通事故が発生している。

また、当該区間は、土砂災害危険箇所が存在するとともに交通事故による通行止めも発生しているが、代替路線がないため、事故や災害等により東西の唯一の主要路線としての機能を確保することができない。

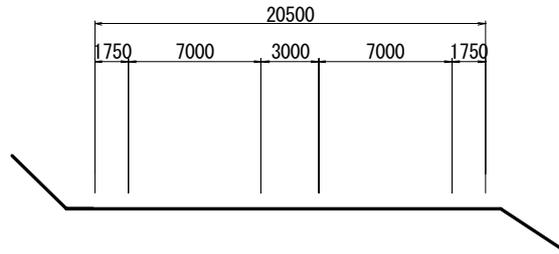
<sup>ふくみつあさり</sup>福光浅利道路（仮称）（以下、「対象道路」という。）は、このような状況を踏まえ、一般国道9号などの周辺の幹線道路と一体となって、広域交通を分担し、地域間交通の円滑化や代替路線の確保等の交通機能を向上させることにより、産業や観光の振興に資するとともに、生活圏域の拡大など地域の活性化を支援することを目的とする。

### 第2節 都市計画対象道路事業の内容

都市計画対象道路事業の種類	一般国道（改築）
都市計画対象道路事業実施区域	起点：島根県大田市 <sup>ゆのつちようふくみつ</sup> 温泉津町福光 終点：島根県江津市 <sup>まつかわちようかみかわど</sup> 松川町上河戸
都市計画対象道路事業の規模	延長：約7km
都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	4車線
都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	80km/時
道路の区分	第1種第3級

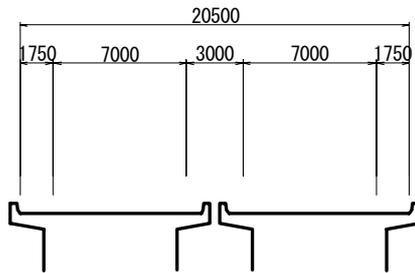
■標準断面構成

土工部



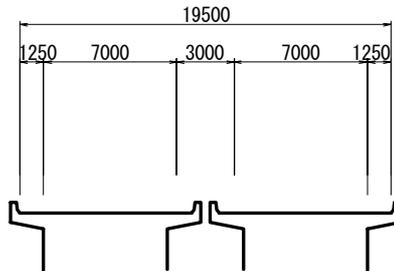
橋梁部

(中小橋)



橋梁部

(長大橋)



注) 単位 : mm

凡 例	
記 号	名 称
	都市計画対象道路事業実施区域

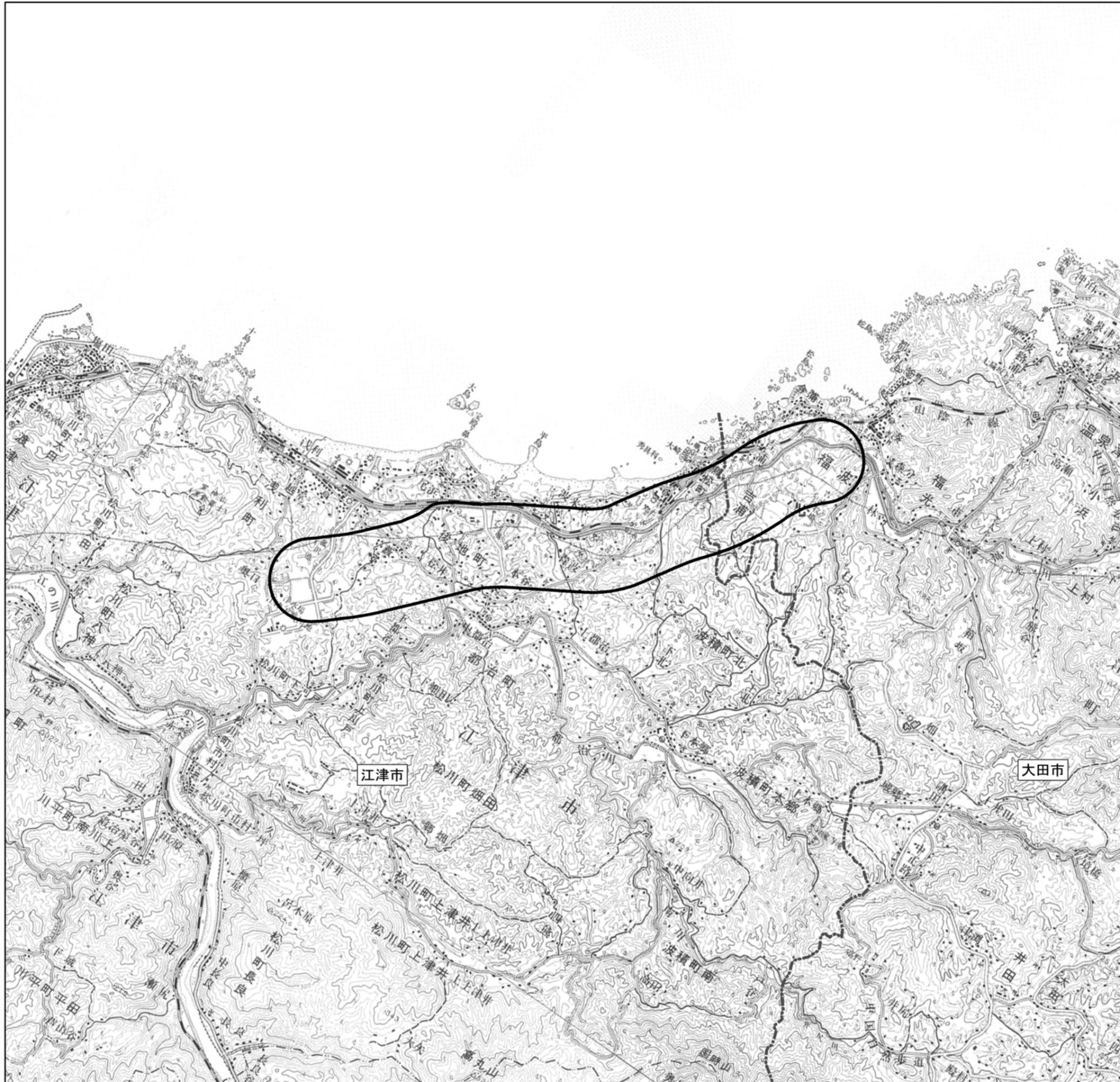


 図3-2-1  
都市計画対象道路事業実施区域図

1:50,000

0 0.5 1 2 km



## 第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

### 第1節 自然的状況

大田市及び江津市の計2市の区域（以下、「対象市」という。）のうち、図3-2-1に示す図面範囲（以下、「対象区域」という。）の自然的状況は、以下のとおりである。

#### 1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

項目	対象区域の概況																																		
気象の状況	<p>江津市役所局、福光地域気象観測所における平成18年度から平成22年度の5年間の平均値を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-1 気象の概況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定局</th> <th colspan="3">気 温 (°C)</th> <th colspan="2">風向・風速 (観測高 7m)</th> <th rowspan="2">降水量 (mm/年)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>最大風速 (m/s)</th> <th>平均風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江津市役所局</td> <td>16.4</td> <td>36.0</td> <td>-0.9</td> <td>11.7</td> <td>2.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福光地域気象観測所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1634.5</td> </tr> </tbody> </table>	測定局	気 温 (°C)			風向・風速 (観測高 7m)		降水量 (mm/年)	平均	最高	最低	最大風速 (m/s)	平均風速 (m/s)	江津市役所局	16.4	36.0	-0.9	11.7	2.4	—	福光地域気象観測所	—	—	—	—	—	1634.5								
測定局	気 温 (°C)			風向・風速 (観測高 7m)		降水量 (mm/年)																													
	平均	最高	最低	最大風速 (m/s)	平均風速 (m/s)																														
江津市役所局	16.4	36.0	-0.9	11.7	2.4	—																													
福光地域気象観測所	—	—	—	—	—	1634.5																													
大気質の状況	<p>江津市役所局における平成22年度の二酸化窒素、二酸化硫黄の測定結果は環境基準に適合しているが、浮遊粒子状物質は1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた時間があるため、環境基準に適合していない。なお、江津市役所局では一酸化炭素の測定は行われていない。</p> <p>島根県内では平成11年度まで降下ばいじんの観測がされており、農協生活センター局における平成11年度の測定結果は9.7t/km<sup>2</sup>/月である。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-2(1) 二酸化窒素測定結果（平成22年度）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均値 (ppm)</td> <td>0.004</td> <td rowspan="3">1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td> </tr> <tr> <td>1時間値の最高値 (ppm)</td> <td>0.029</td> </tr> <tr> <td>日平均値の年間98%値 (ppm)</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-2(2) 浮遊粒子状物質測定結果（平成22年度）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均値 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.029</td> <td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。</td> </tr> <tr> <td>日平均値の2%除外値 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.065</td> </tr> <tr> <td>1時間値の最高値 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.205</td> </tr> <tr> <td>1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えた時間数(時間)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-2(3) 二酸化硫黄測定結果（平成22年度）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均値 (ppm)</td> <td>0.002</td> <td rowspan="4">1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。</td> </tr> <tr> <td>日平均値の2%除外値 (ppm)</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>1時間値の最高値 (ppm)</td> <td>0.085</td> </tr> <tr> <td>1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成22年度 大気汚染測定結果報告書」（島根県環境生活部 平成24年）</p>	項 目	測定結果	環境基準	年平均値 (ppm)	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の最高値 (ppm)	0.029	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.007	項 目	測定結果	環境基準	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.029	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.065	1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.205	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	2	項 目	測定結果	環境基準	年平均値 (ppm)	0.002	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外値 (ppm)	0.006	1時間値の最高値 (ppm)	0.085	1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0
項 目	測定結果	環境基準																																	
年平均値 (ppm)	0.004	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。																																	
1時間値の最高値 (ppm)	0.029																																		
日平均値の年間98%値 (ppm)	0.007																																		
項 目	測定結果	環境基準																																	
年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.029	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。																																	
日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.065																																		
1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.205																																		
1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	2																																		
項 目	測定結果	環境基準																																	
年平均値 (ppm)	0.002	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。																																	
日平均値の2%除外値 (ppm)	0.006																																		
1時間値の最高値 (ppm)	0.085																																		
1時間値が0.1ppmを超えた時間数(時間)	0																																		

項目	対象区域の概況																																																																																								
騒音の状況	<p>道路交通騒音(等価騒音レベル)の調査が大田市1地点、江津市4地点で行われている。このうち、3地点が環境基準に適合している。また、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)については、4地点が限度値に適合している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-3 自動車騒音測定結果</b></p> <table border="1" data-bbox="336 497 1406 1064"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">道路名</th> <th rowspan="2">車線数</th> <th colspan="2">測定結果 dB (等価騒音レベル)</th> <th rowspan="2">環境基準 類型</th> <th colspan="2">環境基準</th> <th colspan="2">要請限度</th> <th rowspan="2">調査年度</th> <th rowspan="2">出典</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間 70dB</th> <th>夜間 65dB</th> <th>昼間 75dB</th> <th>夜間 70dB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江津市後地町2247-2</td> <td>一般国道9号</td> <td>2</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>B地域</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>平成16年度</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>江津市後地町2203-1</td> <td>一般国道9号</td> <td>2</td> <td>66</td> <td>64</td> <td>B地域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成19年度</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>江津市浅利町106-1</td> <td>一般国道9号</td> <td>2</td> <td>69</td> <td>67</td> <td>B地域</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成21年度</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>江津市浅利町1211</td> <td>一般国道9号</td> <td>2</td> <td>67</td> <td>64</td> <td>B地域</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>平成19年度</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>大田市温泉津町福光</td> <td>県道石見福光停車場線</td> <td>2</td> <td>57</td> <td>—</td> <td>無指定</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>平成13年度</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時  注2) 大田市温泉津町福光における測定は、昼間(午前6時～午後10時)のみ実施している。  注3) 環境基準、要請限度の「○」は適、「×」は否を示す。  出典) ①：「平成22年度 道路環境センサス調査結果」(国土交通省 平成23年)  ②：「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)</p>											測定地点	道路名	車線数	測定結果 dB (等価騒音レベル)		環境基準 類型	環境基準		要請限度		調査年度	出典	昼間	夜間	昼間 70dB	夜間 65dB	昼間 75dB	夜間 70dB	江津市後地町2247-2	一般国道9号	2	73	73	B地域	×	×	○	×	平成16年度	①	江津市後地町2203-1	一般国道9号	2	66	64	B地域	○	○	○	○	平成19年度	①	江津市浅利町106-1	一般国道9号	2	69	67	B地域	○	×	○	○	平成21年度	①	江津市浅利町1211	一般国道9号	2	67	64	B地域	○	○	○	○	平成19年度	①	大田市温泉津町福光	県道石見福光停車場線	2	57	—	無指定	○	—	○	—	平成13年度	②
測定地点	道路名	車線数	測定結果 dB (等価騒音レベル)		環境基準 類型	環境基準		要請限度		調査年度	出典																																																																														
			昼間	夜間		昼間 70dB	夜間 65dB	昼間 75dB	夜間 70dB																																																																																
江津市後地町2247-2	一般国道9号	2	73	73	B地域	×	×	○	×	平成16年度	①																																																																														
江津市後地町2203-1	一般国道9号	2	66	64	B地域	○	○	○	○	平成19年度	①																																																																														
江津市浅利町106-1	一般国道9号	2	69	67	B地域	○	×	○	○	平成21年度	①																																																																														
江津市浅利町1211	一般国道9号	2	67	64	B地域	○	○	○	○	平成19年度	①																																																																														
大田市温泉津町福光	県道石見福光停車場線	2	57	—	無指定	○	—	○	—	平成13年度	②																																																																														
振動の状況	<p>道路交通振動の調査が大田市1地点で行われており、要請限度に適合している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4-1-4 自動車振動測定結果</b></p> <table border="1" data-bbox="344 1321 1398 1563"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">道路名</th> <th colspan="2">測定結果 dB (振動レベルの80%レンジ上端値)</th> <th rowspan="2">規制区域区分</th> <th colspan="2">要請限度 適(○) 否(×)</th> <th rowspan="2">調査年度</th> <th rowspan="2">出典</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間 70dB</th> <th>夜間 65dB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田市温泉津町福光</td> <td>県道石見福光停車場線</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>無指定</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>平成13年度</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 時間区分 昼間：午前8時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前8時  注2) 大田市温泉津町福光における測定は、昼間(午前8時～午後7時)のみ実施している。  出典) ①：「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)</p>											測定地点	道路名	測定結果 dB (振動レベルの80%レンジ上端値)		規制区域区分	要請限度 適(○) 否(×)		調査年度	出典	昼間	夜間	昼間 70dB	夜間 65dB	大田市温泉津町福光	県道石見福光停車場線	30	—	無指定	○	—	平成13年度	①																																																								
測定地点	道路名	測定結果 dB (振動レベルの80%レンジ上端値)		規制区域区分	要請限度 適(○) 否(×)		調査年度	出典																																																																																	
		昼間	夜間		昼間 70dB	夜間 65dB																																																																																			
大田市温泉津町福光	県道石見福光停車場線	30	—	無指定	○	—	平成13年度	①																																																																																	

## 2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

項目	対象区域の概況
水象の状況	<p>対象区域には、主要河川（二級河川以上）が 14 河川あり、都市計画対象道路事業実施区域には、福光川、倉谷川、大池川の 3 河川がある。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域内には、湖沼として菰沢池、長沢池があり、対象区域における海域として、日本海がある。</p>
水質の状況	<p>対象区域における河川の水質の状況は、江の川における川平の 1 地点があり、経年的に水質測定が実施されている。平成 23 年度の測定結果は、溶存酸素量、大腸菌群数で環境基準を超過している。</p> <p>対象区域における湖沼の水質に係る既存資料はない。</p> <p>対象区域における海域の水質の状況は、江の川河口海域の 1 地点があり、経年的に水質測定が実施されている。平成 23 年度の測定結果は、溶存酸素量、化学的酸素要求量、大腸菌群数で環境基準を超過している。</p> <p>対象区域における地下水の状況は、江津市の 1 地点があり、平成 22 年度の測定結果は、全ての項目で環境基準に適合している。</p>
水底の底質の状況	<p>対象区域における水底の底質に係る既存資料はない。</p>

## 3. 土壌及び地盤の状況

項目	対象区域の概況
土壌の状況	<p>対象区域における土壌の状況は、沿岸部の低地には砂丘未熟土壌、残積性未熟土壌、細粒灰色低地土壌等が分布し、水田、耕作地として利用されている。丘陵地、山地には乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌、粗粒グライ土壌等が広く分布し、樹林地となっている。また、江の川や都治川等の河川流域には灰色低地土壌が広く分布し、水田として利用されている。</p> <p>なお、対象区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域はない。</p>
地盤の状況	<p>対象区域においては、広域的な地盤沈下に係る問題は発生していない。</p> <p>なお、対象区域には、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき指定された地下水の採取を規制する地域はない。</p>

#### 4. 地形及び地質の状況

項目	対象区域の概況
地形の状況	<p>対象区域における地形の状況は、小起伏山地、丘陵地が海岸近くまで広がっており、その周囲には中起伏山地、大起伏山地が分布している。また、低地は江の川、都治川等の河川流域、河口域及び海岸沿いに分布している。</p>
地質の状況	<p>対象区域における地質の状況は、地表近くの岩石や地層を主に示している表層地質図によると、低地では主に砂・礫が未固結堆積物からなっており、丘陵地、山地では主に凝灰岩質岩石、黒色片岩、花崗岩質岩石、片状角閃岩、斑縞岩質岩石からなっている。</p> <p>また、表土下の地層・岩石・地質時代を具体的に示している地質図によると、低地では第四紀の砂、砂及び泥等からなっており、丘陵地、山地では主に新第三紀、古第三紀、ジュラ紀及びそれ以前の礫岩・砂岩・シルト岩・泥岩及び粘土岩、流紋岩火砕岩及び溶岩、安山岩—苦鉄質デイサイト凝灰岩、泥質片岩からなっている。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から 1km の範囲においては、休廃止鉱山として江津市に波来浜鉱床（珪砂鉱床）が存在するが、都市計画対象道路事業実施区域内には存在しない。</p> <p>また、都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から 1km の範囲においては、温泉は存在しない。</p>
学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質の分布及び概況	<p>対象区域においては重要な地形及び地質が 4 箇所存在する。このうち、温泉津海岸は都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から 1km の範囲に存在する。</p>

#### 5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

項目	対象区域の概況
動植物の生息又は生育の状況	<p>哺乳類は、「第 2 回自然環境保全基礎調査」（環境庁 昭和 56 年）等によると、ニホンザル、ニホンジカ等が生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」（島根県 平成 16 年）によると、タヌキ、イタチ等の 6 目 9 科 14 種が確認されている。</p> <p>鳥類は、「自然環境保全調査」（環境庁 昭和 51 年）等によると、ウミウ、ハイタカ等が生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」（島根県 平成 16 年）によると、アオジ、ホオジロ等の 14 目 29 科 83 種が確認されている。</p>

項目	対象区域の概況
<p>動植物の生息又は生育の状況</p>	<p>両生類は、「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁 昭和56年)によると、モリアオガエルが生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、カスミサンショウウオ、イモリ等の2目6科12種が確認されている。</p> <p>爬虫類は、「しまね自然マップ 動物」(島根県 平成12年)によると、日本海にアカウミガメが生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、イシガメ、ヤモリ等の2目5科8種が確認されている。</p> <p>魚類は、「島根県砂防溪流いきものマップ」(島根県 平成9年)によると、イトモロコ、ズナガニゴイ、カマキリ(アユカケ)が生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、オイカワ、カワムツB型等の8目11科26種が確認されている。</p> <p>昆虫類は、「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁 昭和56年)等によると、クツワムシ、ハルゼミ、ナガサキアゲハ、ギフチョウ等が生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、オニヤンマ、ハラビロトンボ等の14目219科1042種が確認されている。</p> <p>底生動物は、「島根県砂防溪流いきものマップ」(島根県 平成9年)によると、オオカワトンボ(幼虫)、ゲンジボタル(幼虫)が生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、ゴカイ、イシマキガイ等の9綱23目54科106種が確認されている。</p> <p>クモ類は、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、オウギグモ、トガリオニグモ等の1目19科80種が確認されている。</p> <p>陸産貝類は、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、セトウチマイマイ、ヤマタニシ等の3目10科23種が確認されている。</p> <p>主な植物相としては、「文化財保護法」等に基づく天然記念物として、「井戸家のキャラボク」、「大元神社のカツラ」、「山本の白枝垂桜」が存在し、「改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編 島根県の絶滅のおそれのある野生植物」(島根県 平成25年)によると、ハマナデシコ、カギカズラ、ムギランが生息するとされている。また、「都市計画道路仁摩温泉津線 環境影響評価書」(島根県 平成16年)によると、ベニシダ、ヤブソテツ、スダジイ等の130科663種が確認されている。なお、「第4回自然環境保全基礎調査」(環境庁 平成7年)による巨樹・巨木林として江津市福城寺のスギ、江津市高倉山八幡宮のスギの2件が指定されている。</p>
<p>動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況</p>	<p>重要な哺乳類としては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、ヤマネ、キクガシラコウモリ、イタチ属の一種の6種が確認されている。</p> <p>重要な鳥類としては、ウミスズメ、ハイタカ、チュウサギ、オシドリ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ツミ、サシバ等の26種が確認されている。</p> <p>重要な両生類としては、モリアオガエル、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオの3種が確認されている。</p> <p>重要な爬虫類としては、アカウミガメの1種が確認されている。</p> <p>重要な魚類としては、ズナガニゴイ、いづもナンキン、メダカ、カマキリ(アユカケ)の4種が確認されている。</p>

項目	対象区域の概況
動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況	<p>重要な昆虫類としては、クツワムシ、ギフチョウ、ホソミイトトンボ、ムカシヤンマ、キイロサナエ、サラサヤンマ等の47種が確認されている。</p> <p>重要な底生動物としては、オオカワトンボ（幼虫）、カワスナガニの2種が確認されている。</p> <p>重要なクモ類、陸産貝類の生息について記載された文献はない。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、クツワムシ、ハルゼミ、ギフチョウ、ナガサキアゲハの生息地がある。</p>
植物の重要な種及び群落の状況	<p>重要な植物としては、天然記念物の「井戸家のキャラボク」、「大元神社のカツラ」、「山本の白枝垂桜」や、ムギラン、ハマナデシコ、イシカグマ、タキミシダ、スズメハコベ、カワヂシャ等の13種が確認されている。</p> <p>重要な植物群落としては、天然記念物の「沖泊のハマビワ群落」、「高野寺のアカガシ林」、「岩瀧寺の自然林」、「福城寺のスギ・カヤ」、「高倉山八幡宮の境内林」や、「温泉津海岸のクロマツ林」、「浅利黒松海岸の砂丘植生」、「オニヤブソテツ－ハマビワ群集」の8群落を確認されている。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、「浅利黒松海岸の砂丘植生」がある。</p>
植生の状況	<p>対象区域の植生は、その大部分が代償植生、植林地及び耕作地植生となっており、丘陵地から山地部にかけては、ヤブツバキクラス域代償植生であるコナラ群落、シイ・カシ萌芽林、コバノミツバツツジーアカマツ群集及びアカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林で占められており、河川沿いの低地部は耕作地植生である水田及び水田雑草群落で占められている。</p> <p>自然植生としては、海岸近くにヤブツバキクラス域自然植生であるマサキートベラ群集がわずかに見られる。</p>
生態系の状況	<p>地形等区分と植生区分の関係から対象区域における自然環境の類型化を行い、類型区分として、「山地の自然林・二次林」「山地の人工林」「山地の水田」「丘陵地の自然林・二次林」「丘陵地の人工林」「丘陵地の水田」「丘陵地の畑地」「低地の自然林・二次林」「低地の人工林」「低地の水田」「低地の畑地」「海岸・海浜の自然裸地」「集落・市街地」の13区分を設定した。</p> <p>山地、丘陵地及び低地の自然林・二次林、人工林の植生は、ヤブツバキクラス域代償植生等からなり、植物としてクヌギ、アベマキ、コナラ等が生育し、動物としては、タヌキ、イノシシ、ヒヨドリ、モリアオガエル、シマヘビ、ハルゼミ等が生息する。</p> <p>山地、丘陵地及び低地の畑地、水田の植生は、畑地雑草群落、水田雑草群落からなり、人為的な影響の加わった自然性の低い環境となっている。植物としては、ヨシ、メヒシバ、ネザサ等が生育し、動物としては、カヤネズミ、サギ類、カラス類、ニホンアマガエル、シマヘビ、シオカラトンボ等が生息する。</p> <p>海岸・海浜の自然裸地は、日本海沿岸にみられ、植物としてハマヒルガオ、コウボウムギなどの海浜植物が生育し、動物としては、アカネズミ、トビ、ウミネコ、オオスナゴミムシダマシ等が生息する。</p>

項目	対象区域の概況		
生態系の状況	対象区域における注目種等の概況として、上位性、典型性、特殊性の観点から注目される動植物種を既存資料から想定した結果は、次のとおりである。		
	環境類型区分名	上位性	典型性
	山地の自然林・二次林	キツネ、タヌキ、ミサゴ、ノスリ、フクロウ等	シイ・カシ萌芽林・コナラ群落、ノウサギ等
	山地の人工林	キツネ、タヌキ、ミサゴ、ノスリ、フクロウ等	アカマツ植林、スギ・ヒノキ植林、クマバチ等
	山地の水田	タヌキ、オオタカ、アオサギ、シマヘビ等	水田雑草群落、カヤネズミ等
	丘陵地の自然林・二次林	キツネ、タヌキ、サシバ等	コナラ群落、アカネズミ、ルリタテハ等
	丘陵地の人工林	キツネ、タヌキ、サシバ等	アカマツ植林、スギ・ヒノキ植林、クマバチ等
	丘陵地の水田	タヌキ、オオタカ、アオサギ、シマヘビ等	水田雑草群落、ニホンアマガエル等
	丘陵地の畑地	タヌキ、オオタカ、アオサギ、シマヘビ等	畑地雑草群落、カヤネズミ等
	低地の自然林・二次林	キツネ、タヌキ、ミサゴ、ツミ、ノスリ等	コナラ群落、コバノミツバツツジ・アカマツ群集、コガネムシ等
	低地の人工林	キツネ、タヌキ、ミサゴ、ツミ、ノスリ等	アカマツ植林、スギ・ヒノキ植林、ハルゼミ等
	低地の水田	タヌキ、トビ、ハシブトガラス、シマヘビ等	水田雑草群落、帰化植物、ニホンアマガエル等
	低地の畑地	タヌキ、トビ、ハシブトガラス、シマヘビ等	畑地雑草群落、帰化植物、アカネズミ等
	海岸・海浜の自然裸地	タヌキ、トビ、ミサゴ、ウミネコ等	海浜植生、オオハサミムシ、オオスナゴミムシダマシ等
	集落・市街地	タヌキ、トビ、ハシブトガラス、シマヘビ等	路傍雑草、街路樹、庭木、モンシロチョウ、キタテハ等
区分	特殊種	特殊性	
動物	洞窟性のコウモリ	穴蔵、廃坑等	

## 6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

項目	対象区域の概況
景観の状況	<p>対象区域における自然景観資源等として、「願楽寺紫白庭」、「岩瀧寺の滝」、「温泉津海岸」、「沖の蛇島」、「福光海岸」、「菰沢の池」、「都治川」、「江の川」、「室神山」等がある。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から3kmの範囲における、事業実施区域方向を望んだ時に、不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する主要な眺望点として、「室神山山頂」、「菰沢公園」及び「JR黒松駅」がある。</p> <p>「室神山山頂」からは、日本海及びそれに面する海岸・海浜、周辺の山地、点在する集落等や、景観資源である「温泉津海岸」及び「菰沢の池」を眺望することができる。また、「菰沢公園」からは、景観資源である「菰沢の池」を眺望ことができ、「JR黒松駅」からは、景観資源である「温泉津海岸」を眺望することができる。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>対象区域における人と自然との触れ合いの活動の場として、日本海に面した海水浴場、自然に親しむ場としての公園、ハイキングコース、キャンプ場等があるほか、自然探究活動ができる研修施設がある。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から500mの範囲においては、「黒松海水浴場」、「菰沢公園オートキャンプ場」、「菰沢公園」、「中国自然歩道」、「ホテル護岸」がある。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、これらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち「菰沢公園」、「菰沢公園オートキャンプ場」がある。</p>

## 第2節 社会的状況の概要

### 1. 人口及び産業の状況

項目	対象区域の概況
人口の状況	平成7年～平成22年の15年間の人口推移をみると、大田市で約16%、江津市で約16%減少している。
産業の状況	対象市における産業別就業人口の構成比は、第3次産業の占める割合が高く、大田市で62%、江津市で約69%となっている。また、各市とも、第3次産業に次いで第2次産業の割合が高くなっている。

### 2. 土地利用の状況

項目	対象区域の概況
土地利用の現況	対象区域の土地利用の現況は、一般国道9号沿い、JR山陰本線の駅周辺に住宅地や商業地がみられる。また、低地部の大部分は農地として利用されており、内陸の山地・丘陵地の大部分が針葉樹林、広葉樹林となっている。
土地利用の計画の状況	「国土利用計画法」に基づき島根県が策定した土地利用基本計画によると対象区域には、都市地域、農業地域、森林地域が指定されている。
その他の主要な事業計画	「平成21年度土地利用動向調査」（島根県 平成22年）によると、道路整備として大田市温泉津町で一般国道9号仁摩温泉津道路整備が、都市開発・整備として江津市松川町及び浅利町で江津地域拠点工業団地造成事業が、休養・レクリエーション施設として江津市浅利町で菰沢公園整備事業、大田市温泉津町で櫛島公園整備事業が、その他の施設として江津市波積町で波積ダム整備事業が実施されている。

### 3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

項目	対象区域の概況
河川、湖沼及び海域の利用の状況	河川は、主として水道用水、農業用水、工業用水として利用されている。
地下水の利用の状況	地下水は、主として上水道、簡易水道として利用されている。

#### 4. 交通の状況

項目	対象区域の概況
交通の状況	<p>対象区域における幹線道路網は、東西方向に唯一の幹線道路として一般国道9号、南北方向に一般国道261号があり、その他の主要路線として主要地方道温泉津川本線がある。</p> <p>これらの路線における平成22年度の道路交通センサスでの平日の自動車交通量は、一般国道9号で5,810～9,257(台/12h)、主要地方道温泉津川本線で776～1,283(台/12h)となっている。</p> <p>また、対象区域の鉄道としては、東西方向にJR山陰本線が、江の川沿いにJR三江線が通っている。</p>

#### 5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

項目	対象区域の概況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>対象区域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として学校(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校)、病院、社会福祉施設等が存在する。</p> <p>集落は、JR山陰本線の駅周辺にみられる。都市計画対象道路事業実施区域周辺の集落としては、大田市では、温泉津町福光、温泉津町福波、温泉津町吉浦があり、江津市では黒松町、後地町、浅利町、松川町下河戸、松川町八神、松川町太田、渡津町がある。</p>

#### 6. 下水道の整備の状況

項目	対象区域の概況
下水道の整備の状況	<p>対象区域には、公共下水道として大田市の温泉津クリーンセンターがある。</p> <p>なお、大田市では公共下水道事業、漁業集落排水事業が計画されており、江津市では公共下水道事業、農業集落排水事業が計画されている。また、大田市温泉津町元井田地区には農業集落排水施設がある。</p>

7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

項目	対象区域の概況
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況</p>	<p>対象区域においては、「大気汚染防止法」第五条の二第 1 項に規定する総量規制基準の指定地域はない。</p> <p>対象区域においては、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第六条第 1 項に基づき、自動車排出窒素酸化物の総量の削減を定める対策地域はない。</p> <p>対象区域においては、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」第五条第 1 項に規定する沿道整備道路はない。</p> <p>対象区域においては、「自然公園法」第五条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園の指定はない。また、同法第四十一条の規定により指定された都道府県立自然公園の指定はない。</p> <p>対象区域においては、「自然環境保全法」第十四条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第四十五条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域はない。</p> <p>対象区域においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第十一条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。なお、対象区域には、世界遺産条約に記載された文化遺産の石見銀山がある。</p> <p>対象区域においては、「都市緑地法」第五条の規定により指定された緑地保全地域及び同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域はない。</p> <p>対象区域においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第三十六条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域はない。また、「島根県希少動植物の保護に関する条例」第 19 条の規定により指定された生息地等保護区はない。</p> <p>対象区域においては、「鳥獣の保護及び狩猟ニ関スル法律」第八条ノ八第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区がある。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、「室神山鳥獣保護区」がある。</p> <p>対象区域においては、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」第二条 1 の規定により指定された湿地の区域はない。</p> <p>対象区域においては、「文化財保護法」第百九条第 1 項の規定により指定された名勝及び天然記念物がある。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、これらの名勝及び天然記念物はない。</p> <p>対象区域においては、「森林法」第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保健保安林）のために指定された保安林がある。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、保健保安林はない。</p>

項目	対象区域の概況
<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況</p>	<p>対象区域においては、「都市計画法」第八条第1項第七号の規定により指定された風致地区の区域はない。</p> <p>対象区域においては、江津市及び大田市の一部に都市計画区域の指定がなされている。また、江津市においては用途地域が指定されている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、工業地域が存在する。</p> <p>対象区域においては、「景観法」第六十一条第1項の規定に基づく景観地区の区域はない。また、「ふるさと島根の景観づくり条例」第7条の規定により指定された景観形成地域はない。景観行政団体としては島根県及び大田市、江津市が存在し、大田市景観計画が平成22年1月8日に策定されている。</p> <p>対象区域における公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定状況は、江の川全域が河川A類型、江の川河口海域が海域A類型に指定されている。</p> <p>対象区域においては、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）第一の規定に基づく地域の類型の指定が平成24年3月31日江津市告示第29号によりなされている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、B地域及びC地域が存在する。</p> <p>対象区域においては、「環境基本法」第十七条第1項の規定に基づく公害防止計画の策定地域はない。</p> <p>対象区域においては、「騒音規制法」第十七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考の規定に基づく区域の区分の指定が平成24年3月31日江津市告示第28号によりなされている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、c区域が存在する。</p> <p>対象区域においては、振動規制法施行規則別表第2の備考に基づく区域の区分及び時間の区分の指定が平成24年3月31日江津市告示第27号によりなされている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、第2種区域が存在する。</p> <p>対象区域には、「水質汚濁防止法」第四条の二第1項に規定する総量削減基本方針により定められた指定地域はない。</p> <p>対象区域には、「湖沼水質保存特別措置法」第三条第2項の規定により指定された指定地域はない。</p> <p>対象区域には、「排水基準を定める省令」別表第二の備考6及び備考7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼又は海域はない。</p> <p>「水質汚濁防止法」第三条第3項の規定に基づき、昭和48年10月16日島根県条例第48号により、区域を指定して上乗せ排水基準が定められている。対象区域においては、「県の区域に属するすべての公共用水域」に対して上乗せ排水基準が定められている。なお、道路事業に関連して適用される基準はない。</p> <p>対象区域においては、「土壌汚染対策法」第六条の規定により指定された要措置区域及び第七条の規定により指定された形質変更時要届出区域はない。</p>

項目	対象区域の概況
環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況	<p>対象区域においては、「ダイオキシン類対策特別措置法」第二十九条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。</p> <p>対象区域においては、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」第三条第 1 項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はない。</p> <p>対象区域においては、「都市緑地法」第四条第 1 項の規定により定められた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画は策定されていない。</p> <p>対象区域においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十五条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域はない。</p>
その他の事項	<p>対象区域のうち、江津市に特定建設作業に係る騒音の規制に関する指定が平成 24 年 3 月 31 日江津市告示第 28 号によりなされている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、第 2 号区域が存在する。</p> <p>対象区域のうち、江津市に特定建設作業に係る振動の規制に関する区域の指定が平成 24 年 3 月 31 日江津市告示第 27 号によりなされている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、第 2 号区域が存在する。</p> <p>対象区域においては、「砂防法」第二条に基づく砂防指定地がある。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、砂防指定地がある。</p> <p>対象区域においては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第三条第 1 項に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域がある。</p> <p>対象区域においては、「地すべり等防止法」第三条第 1 項に基づく地すべり防止区域の指定区域はない。</p>

## 8. その他の事項

項目	対象区域の概況
廃棄物等の処理施設等の立地状況	<p>対象区域には、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場は存在しない。また、産業廃棄物処理施設が大田市に 1 箇所、江津市に 2 箇所存在する。</p> <p>なお、都市計画対象道路事業実施区域内には、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物処理施設は存在しない。</p>

## 第5章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 第1節 選定項目並びにその選定の理由

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目について、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第19号、最終改正：平成25年4月1日国土交通省令第28号）に基づき事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、環境影響評価を行う項目及びその理由は、表5-1-1に示すとおりである。

選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の13項目である。

なお、表5-1-1中における「都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺」とは、事業実施区域及びその区域に各環境要素の影響範囲を加えた区域を示している。

### 第2節 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表5-2-1に示すとおりである。

表 5-1-1 環境影響評価の項目及び項目選定の理由

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 [都市計画対象道路事業・事業実施区域及びその周辺]		
			建設機械の稼働	資材及び車両の運搬	切土工等又は既存の工物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地下式)の存在	道路(地表式)又は掘削式道路の存在	道路(高上式)の存在		自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素								○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	
			浮遊粒子状物質									○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○							○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
		振動	振動	○	○							○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
			低周波音	道路交通低周波音								○	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。住居等の立地状況及び今後検討する道路構造により、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
	水環境	水質	水の濁り			○							都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、河川等の公共用水域が存在する。このような状況を踏まえ、建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、重要な地形が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
		その他の環境要素	日照障害							○			都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、住居等の保全対象が存在する。住居等の立地状況及び今後検討する道路構造により、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○		○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、動物の重要な種及び注目すべき生息地が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。
植物		重要な種及び群落				○		○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、植物の重要な種の生育地及び群落が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	
生態系		地域を特徴づける生態系				○		○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、地域を特徴づける生態系が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施並びに建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、自然景観資源が存在し、道路の存在により主要な眺望点の改変や眺望景観の変化を生じさせるおそれがある。このような状況を踏まえ、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○				都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺においては、主要な人と自然との触れ合い活動の場が存在する。このような状況を踏まえ、当該事業の実施に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○							対象道路は、一部の区間に橋梁を予定しているが、土工を基本として計画している。このような状況を踏まえ、建設工事に伴い、左記の影響が考えられるため項目の選定を行う。	

注) 1. 表中の○は項目のうち選定するものを示す。  
 2. 環境要素の区分における水質（休憩所の供用に係る水の濁り及び水の汚れ）については、対象施設の計画がないため選定しない。

表 5-2-1(1) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は、車線数4車線、設計速度80km/時の自動車専用道路として計画されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられる。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、対象区域周辺には、江津市役所局（一般環境大気測定局）があり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定を行っている。</p> <p>江津市役所局の平成22年度の測定結果によると、二酸化窒素は環境基準を下回っているが、浮遊粒子状物質は1時間値の最高値が環境基準を上回っている。</p> <p>気象については、既存資料によると、対象区域周辺では、風向・風速の測定が江津市役所局で行われている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査すべき情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況</li> <li>・気象の状況（風向・風速）</li> </ul> </li> <li>2. 調査の基本的な手法                     <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の現地調査は、環境基準に定められた方法により行う。気象の状況は地上気象観測指針（気象庁）に定められている方法により現地測定を行う。</p> </li> <li>3. 調査地域                     <p>調査地域は、二酸化窒素（又は浮遊粒子状物質）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> </li> <li>4. 調査地点                     <p>既存資料調査は、江津市役所局での二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、風向・風速について、1年間の変動状況及び過去10年間の傾向の情報を収集・整理する。</p> <p>現地調査地点は、地形状況や土地利用状況を勘案し地域を代表すると考えられる地点を設定する。</p> </li> <li>5. 調査期間等                     <p>現地調査は、春夏秋冬各1週間とする。</p> <p>また、調査する時間帯は終日とする。</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予測の基本的な手法                     <p>ブルーム式及びバフ式による計算とする。</p> </li> <li>2. 予測地域                     <p>予測地域は、調査地域のうち、二酸化窒素（又は浮遊粒子状物質）の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素（又は浮遊粒子状物質）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> </li> <li>3. 予測地点                     <p>予測地点は、二酸化窒素（又は浮遊粒子状物質）の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素（又は浮遊粒子状物質）に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> </li> <li>4. 予測対象時期等                     <p>予測対象時期は、計画交通量が見込まれる時期とする。</p> </li> </ol>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、環境基準との整合が図られているか否かについても検討する。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (2) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	粉じん等	工事の実施(建設機械の稼働)	対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域周辺では、風向・風速の測定が江津市役所局で行われている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 ・気象の状況(風向・風速)</li> <li>調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。気象の状況は地上気象観測指針(気象庁)に定められている方法により現地測定を行う。</li> <li>調査地域 調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>調査地点 既存資料調査は、江津市役所局における風向・風速について、1年間の変動状況及び過去10年間の傾向の情報を収集・整理する。 現地調査地点は、地形状況や土地利用状況を勘案し地域を代表すると考えられる地点を設定する。</li> <li>調査期間等 現地調査は、春夏秋冬各1週間とする。 また、調査する時間帯は終日とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 粉じん等については、事例の引用又は解析により行うものとする。</li> <li>予測地域 予測地域は、調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>予測地点 予測地点は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</li> <li>予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。</li> </ol>	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。

表 5-2-1 (3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	粉じん等	工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域周辺では、風向・風速の測定が江津市役所局で行われている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 ・気象の状況(風向・風速)</li> <li>調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。気象の状況は地上気象観測指針(気象庁)に定められている方法により現地測定を行う。</li> <li>調査地域 調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>調査地点 既存資料調査は、江津市役所局における風向・風速について、1年間の変動状況及び過去10年間の傾向の情報を収集・整理する。 現地調査地点は、地形状況や土地利用状況を勘案し地域を代表すると考えられる地点を設定する。</li> <li>調査期間等 現地調査は、春夏秋冬各1週間とする。 また、調査する時間帯は終日とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 粉じん等については、事例の引用又は解析により行うものとする。</li> <li>予測地域 予測地域は、調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>予測地点 予測地点は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</li> <li>予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。</li> </ol>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (4) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行） 対象道路は、車線数4車線、設計速度80km/時の自動車専用道路として計画されている。 対象道路を走行する自動車から発生する道路交通騒音の影響が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域内では、江津市内の一般国道9号沿道及び大田市内の県道石見福光停車場線において道路交通騒音の測定が行われている。 測定結果によると、一般国道9号で環境基準を上回っている。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・都市計画対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査については騒音の状況は、環境基準に定められた方法により、沿道状況は現地踏査により、地表面種別（アスファルト・コンクリート、スポーツグラウンド、田んぼ等）並びに住居等の保全対象の立地状況を調査する。 3. 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 4. 調査地点 現地調査地点は、音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 5. 調査期間等 現地調査は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する昼間及び夜間の基準時間帯とする。	1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 3. 予測地点 予測地点は、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量が見込まれる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、騒音に係る環境基準との整合が図られているかどうかを明らかにする。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。

表 5-2-1 (5) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	騒音	騒音	工事の実施(建設機械の稼働)	<p>対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、建設機械の稼働に伴う建設機械騒音の発生が考えられる。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。</p> <p>対象区域では、騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する指定区域として江津市が定められている。</p>	<p>1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・地表面の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。地表面の状況は現地踏査により地表面種別(草地、裸地、舗装地等)を調査する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>4. 調査地点 現地調査地点は、音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等 現地調査は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (6) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由	
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法		
大気環境	騒音	騒音	工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う道路交通騒音の発生が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域内では、江津市内の一般国道9号沿道及び大田市内の県道石見福光停車場線において道路交通騒音の測定が行われている。 測定結果によると、一般国道9号で環境基準を上回っている。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査については騒音の状況は、環境基準に定められた方法に準じて行い、沿道状況は現地踏査により、工事用車両の運行が予想される道路の状況(道路構造、道路幅員等)、交通の状況(交通量、大型車混入率、平均走行速度)、沿道住居等の状況、地表面種別(アスファルト・コンクリート、ボークラウト、田んぼ等)を調査する。 3. 調査地域 調査地域は、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 4. 調査地点 現地調査地点は、音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 5. 調査期間等 現地調査は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の資材及び機械の運搬による環境影響の予測に必要な時間帯とする。	1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 3. 予測地点 予測地点は、音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、騒音に係る環境基準及び騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車交通騒音の限度の基準値との整合がどうかを明らかにする。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。

表 5-2-1 (7) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	<p>対象道路は、車線数4車線、設計速度80km/時の自動車専用道路として計画されている。</p> <p>対象道路を走行する自動車により発生する道路交通振動の影響が考えられる。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。</p> <p>既存資料によると、対象区域内では、大田市内の県道石見福光停車場線において道路交通振動の測定が行われている。</p> <p>測定結果によると「振動規制法」に基づく要請限度値を下回っている。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の状況</li> <li>・地盤の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理および解析による。振動の状況については、現地調査を行うものとし、振動規制法施行規則に定められた方法により行う。地盤の状況については、既存資料（表層地質図）調査により地盤種別を調査し、現地調査により地盤卓越振動数の調査を行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>現地調査地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>現地調査は調査地域の道路交通振動を代表すると認められる1日について昼間及び夜間の区分毎に行う。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算とする。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、計画交通量が見込まれる時期とする。</p>	<p>実行可能な範囲内で回避され、または低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、振動規制法施行規則第十二条に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (8) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	振動	振動	工事の実施(建設機械の稼働)	<p>対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、建設機械の稼働に伴う建設機械振動の発生が考えられる。</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 対象区域では、振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する指定期域として江津市が定められている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査すべき情報 ・地盤の状況</li> <li>2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</li> <li>3. 調査地域 調査地域は、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>4. 調査地点 現地調査地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</li> <li>5. 調査期間等 現地調査は、地盤の状況を適切に把握できる時期に実施する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により行うものとする。</li> <li>2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</li> <li>3. 予測地点 予測地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</li> <li>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。</li> </ol>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、特定建設作業の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (9) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	振動	振動	工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う道路交通振動の発生が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域に住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域内では、大田市内の県道石見福光停車場線において道路交通振動の測定が行われている。 測定結果によると「振動規制法」に基づく要請限度値を下回っている。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動の状況</li> <li>・地盤の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。振動の状況については、現地調査を行うものとし、振動規制法施行規則に定められた方法により行う。地盤の状況については、既存資料(表層地質図)調査により地盤種別の調査を行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>現地調査地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>現地調査は振動の状況を代表とすると認められる地域について、工事用車両の運行が想定される時間帯において昼間および夜間の区分毎に行う。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算とする。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、資材および機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。</p>	<p>実行可能な範囲内で回避され、または低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1(10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	低周波音	道路交通低周波音	土地または工作物の存在及び供用(道路(高形式)の存在、自動車の走行)	対象道路は、高架構造が想定される区間があり、自動車走行に伴う低周波音の影響が考えられる。	高架構造が想定される区間の都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。 既存資料によると、対象区域内では低周波音の測定は行われていない。	1. 調査すべき情報 ・住居等の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、住居等の状況は、事業特性及び地域特性で整理したものを活用する。 3. 調査地域 調査地域は、低周波音の伝搬特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	1. 予測の基本的な手法 類似事例による方法、又は既存の調査結果により導かれた予測式による方法とする。 2. 予測地域 予測地域は、道路構造が高架構造であり、道路交通低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 3. 予測地点 予測地点は、道路交通低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における道路交通低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量が見込まれる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにするとともに、以下に示す参考値との整合が図られているか否かについても検討する。 ①一般環境中に存在する低周波音圧レベル ②ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、調査は既存文献により行う方法、予測は類似事例による方法を選定する。

注) 低周波音は、100Hz以下の低周波数の音波であり、20Hz以下の超低周波音を含む。

表 5-2-1(11) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由			
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法				
水環境	水質	水の濁り	工事の実施(切土工等又は工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工所用道路の設置、掘削工事及びトンネル工事の実施)	対象道路は土工及び橋梁の施工が想定され、工事の実施(切土工等又は工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工所用道路の設置及び掘削工事の実施)に伴い公共用水域に影響を与えるおそれがある。	都市計画対象道路事業実施区域には、福光川、倉谷川、大池川等公共用水域が存在する。	1. 調査すべき情報 ・水象の状況(流量、浮遊物質量、濁度)	1. 予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法、もしくはは計算による方法とする。	2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、切土工等又は工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工所用道路の設置、掘削工事及びトンネル工事の実施により水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる河川とする。	3. 予測地点 予測地点は、河川等の分布状況等を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	4. 予測対象時期等 予測対象時期は、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、調査は既存文献及び現地調査により行う方法、予測は類似事例による方法を選定する。
						2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。						

表 5-2-1(12) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	工事の実施(工事施工ヤード・工事用道路の設置)	工事の実施(工事施工ヤード・工事用道路の設置)により、重要な地形に影響を与えるおそれがある。	都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から1kmの範囲には、重要な地形として温泉津海岸が存在する。	1. 調査すべき情報 ・地形及び地質の概況 ・重要な地形の分布、状態及び特性  2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。  3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の区域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。  4. 調査地点 調査地点は、地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。  5. 調査期間等 現地調査は、地形及び地質の状況を観察しやすい時期に実施する。	1. 予測の基本的な手法 重要な地形について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行うものとする。  2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。  3. 予測対象時期等 予測対象時期は、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。
			土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)	対象道路の存在により、重要な地形に影響を与えるおそれがある。					

表 5-2-1(13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素		項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
		環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境要素	その他の環境要素	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用(道路(嵩上式)の存在)	対象道路は、高架構造等が想定される区間があり、高架構造物による日影の影響が考えられる。	高架構造が想定される区間の都市計画対象道路事業実施区域に、住居等の保全対象が存在する。	1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況  2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理による。  3. 調査地域 調査地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により行うものとする。  2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。  3. 予測地点 予測地点は、土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。  4. 予測対象時期等 予測対象時期は、道路(嵩上式)の設置が完了する時期の冬至とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。

表 5-2-1 (14) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	工事の実施に伴う工事施工ヤード及び工事用道路の設置による重要な動物及び注目すべき生息地への影響が考えられる。	既存資料等によると、対象区域には、哺乳類のニホンジカ、ツキノワグマ等、鳥類のチュウサギ、ミサゴ、ハヤブサ等、両生類のカシミサンショウウオ、モリアオガエル等、爬虫類のアカウミガメ、魚類のメダカ、カマキリ（アユカケ）等、昆虫類のホソミイトトンボ、コオイムシ、ギフチョウ等、底生動物（甲殻類）のカワナガニ等の分布が示されている。 また、都市計画対象道路事業実施区域に、室神山鳥獣保護区がある。	1. 調査すべき情報 ・脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 ・動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ・注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況  2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は、ほ乳類（フィールドサイン法、トラップ法）、鳥類（直接観察、ラインセンサス法、定点観察法）、両生類・は虫類（直接観察）、魚類（直接観察及び採集）、底生動物（直接観察及び採集、コドラート法）、昆虫類（直接観察及び採集、ライトトラップ法、ベイトトラップ法）、陸産貝類（直接観察及び採集）、クモ類（直接観察及び採集、ピットホールトラップ法）について、重要な動物及び注目すべき生息地の現状把握を行う。  3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の地形の状況、植生の連続性等を踏まえて、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる範囲を設定する。  4. 調査地点 調査地点は、動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点、又は経路とする。  5. 調査期間等 現地調査は、動物の生態の特性を踏まえて適切かつ効果的に把握できる以下の調査期間とする。 ほ乳類は春、夏、秋、冬の4季、鳥類は春、夏、秋、冬の4季もしくは繁殖期、両生類は早春、春、夏、秋の4季、は虫類は春、夏、秋の3季、魚類は春、夏、秋の3季、底生動物は早春、春、秋の3季、昆虫類は早春、春、夏、秋の4季、陸産貝類は初夏の1季、クモ類は春、夏、秋の3季実施する。	1. 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。  2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。  3. 予測対象時期等 予測対象時期は、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。
土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式）の存在、道路（嵩上式）の存在）		対象道路の存在による重要な動物及び注目すべき生息地への影響が考えられる。						

表 5-2-1 (15) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	工事の実施に伴う工事施工ヤード及び工事用道路の設置による重要な植物及び群落への影響が考えられる。	<p>都市計画対象道路事業実施区域周辺の植生は、山地及び丘陵地にはコナラ群落、シイ・カシ萌芽林、コバノミツバツツジアカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林等が分布しており、低地には水田雑草群落が大部分を占めている。また、海岸・海浜には海浜植生が分布している。</p> <p>既存資料によると、対象区域には、植物に係る天然記念物として、大田市に市指定天然記念物の「井戸家のキャラボク」、「大元神社のカツラ」、「沖泊のハマビワ群落」、「高野寺のアカガシ林」、江津市に県指定天然記念物の「山本の白枝垂桜」、市指定天然記念物の「岩瀧寺の自然林」、「福城寺のスギ・カヤ」、「高倉山八幡宮の境内林」が指定されている。</p> <p>また、重要な植物群落として、大田市に「温泉津海岸のクロマツ林」、江津市に「浅利黒松海岸の砂丘植生」等がある。</p> <p>重要な植物として、ハマナデシコ等の分布が示されている。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</li> <li>重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。現地調査は、植物相、植物群落について行う。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の地形の状況、植生の連続性等を踏まえて、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる範囲を設定する。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点、又は経路とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>現地調査は、植物の生態の特性を踏まえて適切かつ効果的に把握できる以下の調査期間とする。</p> <p>植物相は早春、春、夏、秋の4季、植物群落は春から秋にかけて1回実施する。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、植物の生育の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。</p>
土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式）の存在、道路（嵩上式）の存在）		対象道路の存在による重要な植物及び群落への影響が考えられる。						

表 5-2-1 (16) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	<p>工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式）の存在、道路（嵩上式）の存在）</p>	<p>工事の実施に伴う工事施工ヤード及び工事用道路の設置による生態系への影響が考えられる。</p> <p>対象道路の存在による生態系への影響が考えられる。</p>	<p>対象区域の自然環境を類型化すると、「山地の自然林・二次林」「山地の人工林」「山地の水田」「丘陵地の自然林・二次林」「丘陵地の人工林」「丘陵地の水田」「丘陵地の畑地」「低地の自然林・二次林」「低地の人工林」「低地の水田」「低地の畑地」「海岸・海浜の自然裸地」「集落・市街地」の13区分に区分される。</p> <p>山地、丘陵地及び低地の自然林・二次林、人工林には、植物としてコナラ、スギ、ヒノキ等が生育し、動物としては、哺乳類のタヌキ、イノシシ等、鳥類のヒヨドリ、エナガ等、両生類のモリアオガエル等、爬虫類のシマヘビ等、昆虫類のハルゼミ、カラスアゲハ等が生息する。</p> <p>山地、丘陵地及び低地の水田、畑地には、植物として、ヨシ等が生育し、動物としては、哺乳類のカヤネズミ等、鳥類のサギ類、カラス類等、両生類のニホンアマガエル等、爬虫類のシマヘビ等、昆虫類のシオカラトンボ、クツワムシ等が生息する。</p> <p>海岸・海浜の自然裸地は、日本海沿岸にみられ、植物としてハマヒルガオ、コウボウムギ等の海浜植物が生育し、動物としては、哺乳類のアカネズミ等、鳥類のトビ、ウミネコ等、昆虫類のオオスナゴミムシダマシ等が生息する。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物その他の自然環境に係る概況</li> <li>・複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の地形の状況、植生の連続性等を踏まえて、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる範囲を設定する。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種に係る必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点、又は経路とする。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>動植物の調査期間と同様とする。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行う。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、動植物その他の自然環境の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」（平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号）及び建設省令（平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号）に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1(17) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)	対象道路の存在による主要な眺望点の改変及び眺望景観への影響が考えられる。	対象区域には、景観資源として、温泉津海岸や江の川、室神山等の自然景観資源がある。 また、都市計画対象道路事業実施区域内及びその端部から3kmの範囲における、都市計画対象道路事業実施区域方向を望んだ時に、不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する主要な眺望点として、「室(むろ)神(かみ)山(やま)山頂」、「菰沢(こもさわ)公園」及び「JR黒松駅」がある。 主要な眺望点である「室神山山頂」からは、日本海及びそれに面する海岸・海浜、周辺の山岳、点在する集落等や、景観資源である「温泉津海岸」及び「菰沢の池」を眺望することができる。また、「菰沢公園」からは、景観資源である「菰沢の池」を眺望ことができ、「黒松駅」からは、景観資源である「温泉津海岸」を眺望することができる。	1. 調査すべき情報 ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況 2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 3. 調査地域 調査地域は、主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、自然景観資源の周辺とする。 4. 調査地点 調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び都市計画対象道路事業実施区域の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を選定する。 5. 調査期間等 現地調査は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる時期、時間帯に実施する。	1. 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観の状況変化を推定するため、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法によるものとする。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。

表 5-2-1 (18) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在)	対象道路の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接的な改変、利用性の変化、快適性への影響が考えられる。	都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500mの範囲には、野外レクリエーション地として海水浴場、公園、キャンプ場等がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場の概況</li> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</li> </ul> </li> <li>2. 調査の基本的な手法 <p>調査の基本的な手法は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。</p> </li> <li>3. 調査地域 <p>調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及び人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる地域とする。</p> </li> <li>4. 調査地点 <p>調査地点は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。</p> </li> <li>5. 調査期間等 <p>現地調査は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯に実施する。</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予測の基本的な手法 <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行うものとする。</p> </li> <li>2. 予測地域 <p>予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> </li> <li>3. 予測対象時期等 <p>予測対象時期は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p> </li> </ol>	<p>実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。</p>	<p>調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。</p>

表 5-2-1 (19) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由

環境要素	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去)	工事の実施に伴う建設副産物の発生のおそれがある。	対象区域には、産業廃棄物処理施設が大田市に1箇所、江津市に2箇所存在する。	建設副産物に係る予測・評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握によって得られることから調査は実施しない。	1. 予測の基本的な手法 工事の実施に伴う建設副産物の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。 2. 予測地域 予測地域は、都市計画対象道路事業実施区域とする。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事期間とする。	実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにすることにより行う。	調査・予測の手法は、事業特性及び地域特性において一般的な状況であることから、「島根県環境影響評価技術指針」(平成11年11月30日島根県告示第856号、最終改正：平成19年3月30日島根県告示第271号)及び建設省令(平成10年建設省令第10号、最終改正：平成25年国土交通省令第28号)に示される参考手法を選定する。